

事案の概要等

■概要

部署名・職階	処分内容	事案の概要
情報管理部・職員	減給 1/10 3月	平成 24 年 6 月から令和 8 年 3 月（令和 5 年 4 月から令和 7 年 3 月を除く）にかけて、自宅から事務所への通勤手当について、通勤経路を変更し、認定経路の一部区間に係る定期券を購入せず、通勤のために必要な交通機関の運賃と扱うことができない株主優待乗車券を金券ショップ等で安価に購入。通勤の実状を記載した通勤届を提出せずに適正な通勤手当の支給額との差額 1,991,120 円を得ていた。
商品テスト部・職員	減給 1/10 3月	平成 28 年 4 月から令和 8 年 3 月にかけて、自宅から事務所への通勤手当について、認定経路の一部区間に係る定期券を購入せず、徒歩で通勤し、通勤の実状を記載した通勤届を提出せずに適正な通勤手当の支給額との差額 1,155,918 円を得ていた。
相談情報部・職員	減給 1/10 1月	令和 2 年 5 月から令和 8 年 4 月にかけて、自宅から事務所への通勤手当について、通勤方法等を変更し、鉄道定期券を購入せず自家用車で通勤し、通勤の実状を記載した通勤届を提出せずに適正な通勤手当の支給額との差額 440,400 円を得ていた。
情報管理部・職員	減給 1/10 1月	令和 5 年 10 月から令和 8 年 3 月にかけて、自宅から事務所への通勤手当について、通勤経路を変更し、定期券の一部区間を認定経路とは異なる安価な経路で購入し、通勤の実状を記載した通勤届を提出せずに適正な通勤手当の支給額との差額 27,300 円を得ていた。
情報管理部・職員	けん責	令和 7 年 10 月から令和 8 年 3 月にかけて、自宅から事務所への通勤手当について、通勤経路等を変更し、認定経路とは異なる安価な経路で定期券を購入し、通勤の実状を記載した通勤届を提出せずに適正な通勤手当の支給額との差額 34,060 円を得ていた。

■ 厳重注意ならびに監督責任

同様の事態が見られた非常勤職員には厳重注意し、差額を全額返納済。

上記、監督責任等を問い、総務担当理事、総務部長及び総務課長を厳重注意。